

原子力災害対策関係府省会議分科会の開催について

平成 28 年 4 月 日
原子力災害対策関係府省会議決定(案)

1. 趣旨

原子力災害対策の充実に向けた取組のうち、特に実動部隊の協力、民間事業者の協力、拡散計算も含めた情報提供の在り方については、地域防災計画・避難計画の具体化・充実化へ向けて取組を進めている自治体の具体的な意見を十分に踏まえながら、関係府省が連携・協力して、専門的かつ実務的な対応を進めることが重要である。

このため、各検討事項に関する分科会を開催し、自治体の意見を聞きながら、国として、専門的かつ実務的な検討を行う。

2. 構成員及び運営

- (1) 分科会の座長及び構成員は、別紙のとおりとする。ただし、必要に応じて、その他の関係省庁の出席を依頼することができる。また、原子力規制庁は、必要に応じオブザーバーとして参加し、専門的・技術的観点から助言を行うこととする。
- (2) 各分科会の座長は、自治体を始めとした関係者に出席を依頼し、その意見を聞きながら、検討を進める。
- (3) 分科会の議事は非公開とし、検討状況については、適宜、座長から関係府省会議に報告するものとする。

分科会構成員

第一分科会：実動部隊の協力

内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当）【座長】
内閣官房内閣参事官（事態対処・危機管理担当）
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対処担当）
警察庁警備局警備課長
消防庁特殊災害室長
経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課長
海上保安庁警備救難部環境防災課長
防衛省統合幕僚監部参事官
国土交通省大臣官房参事官（運輸安全防災）（検討支援）
厚生労働省にも情報を共有し、必要に応じ参加を求める。

第二分科会：民間事業者の協力

内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当）【座長】
文部科学省研究開発局参事官（原子力損害賠償担当）付次長
厚生労働省労働基準局安全衛生部電離放射線労働者健康対策室長
経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課長
国土交通省大臣官房参事官（運輸安全防災）

第三分科会：拡散計算も含めた情報提供の在り方

内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当）【座長】
経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課長

（オブザーバー）原子力規制庁長官官房原子力災害対策・核物質防護課長
オブザーバーについては3分科会共通